

みんなと倶楽部・掛塚会則

(名称)

第1条 この会は、「みんなと倶楽部・掛塚」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、地域の魅力を一層高めていくことにより、地域が活性化することを支援する活動を行うことを目的とする。

(活動・事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 旧津倉邸の維持管理の支援
- (2) 地域の文化財の活用及び周知
- (3) その他、本会の目的を達成するための事業

(会員)

第5条 この会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し、会の企画運営に参加する者。
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、会の運営を支援する個人及び法人。
- (3) ボランティア会員は、この会の目的に賛同し、旧津倉邸の維持管理の作業等に参加する者。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 2名

2 第1項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 会計は、会の収入支出を管理し、決算業務を行う。

4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第 12 条 この会の総会は、正会員を以て構成し、年に 1 回、会長の招集により開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 13 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(定例会)

第 14 条 定例会は正会員をもって構成し、毎月開催するものとする。

2 定例会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 16 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 17 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(設立年月日)

第 18 条 本会の設立年月日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

附 則

- 1) この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
- 2) この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 3) この会則は、令和元年 5 月 11 日から施行する。